(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
丸亀市綾歌町岡田東字大縄一八三八番四から同市綾歌町岡田上字今滝三八〇番一まで	前	A 六・五〇～三二・〇〇メートル	二・二八一キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B・C 二五・四〇～九四・〇〇メートル	二・三九一キロメートル	
		B・C 二五・四〇～六二・二八メートル	二・三九一キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

○四国地方整備局告示第五十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月一日

四国地方整備局長　三浦　真紀

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
愛媛県上浮穴郡久万高原町東明神甲二〇五四番から松山市久谷町乙一六六番三まで	前	A 八・二五～一〇〇・〇〇メートル	九・四六〇キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B・C 一一・四〇～一二五・六九メートル	七・六九八キロメートル	
		B・C 一一・四〇～一二五・六九メートル	七・六九八キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○四国地方整備局告示第五十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月一日

四国地方整備局長　三浦　真紀

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十六号及び三百二十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
愛媛県南宇和郡愛南町増田四二〇〇番から同町増田四二七三番一地先まで	前	一九・四五～七七・八〇メートル	〇・二四〇キロメートル	
	後	一一・〇九～六一・九〇メートル	〇・二四〇キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所

○四国地方整備局告示第五十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月一日

四国地方整備局長　三浦　真紀

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十五号及び四百九十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
安芸市下山字大ツンバイ四九八番一から同市下山字高見一四六一番八まで	前	A 五・二八～三五・三三メートル	二・〇九六キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B 九・二一～七二・〇三メートル	一・九三九キロメートル	
		B 九・二一～七二・〇三メートル	一・九三九キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○四国地方整備局告示第五十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月一日

四国地方整備局長　三浦　真紀

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十六号及び百九十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
土佐市中島字東土居六三番一地先から同市高岡町字西鶴若甲六九番二まで	前	A 七・一〇～三七・四〇メートル	〇・五一八キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B 三二・八九～九〇・〇七メートル	〇・六一六キロメートル	
		B 三二・八九～九〇・〇七メートル	〇・六一六キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○九州地方整備局告示第七十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月一日

九州地方整備局長　金尾　健司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
薩摩川内市向田町字月形一〇九八番から同市木場茶屋町字小吹八二三三番三まで	前	A 一二・四〇～三六・八〇メートル	〇・八〇七キロメートル	
	後	B 二〇・〇〇～九五・〇〇メートル	五・六六一キロメートル	
		B 二〇・〇〇～九五・〇〇メートル	五・六六一キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

○九州地方整備局告示第七十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月一日

九州地方整備局長　金尾　健司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二十号及び四百四十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
宮崎市大字折生迫字藤河内五七八四番二から同市大字内海字町一一四六番まで	前	A 一〇・六〇～二〇四・二〇〇メートル	三・三六二キロメートル	
	後	B 一二・〇〇～一〇四・四〇〇メートル	二・三一〇キロメートル	
		B 一二・〇〇～一〇四・四〇〇メートル	二・三一〇キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所